

品川区障害者に係る成年後見人等報酬助成事業実施要綱

制定	平成25年	4月	1日	区長決定	要綱第72号
改正	平成27年	3月	31日	部長決定	要綱第360号
改正	平成27年	12月	28日	部長決定	要綱第536号
改正	平成29年	6月	23日	部長決定	要綱第112号
改正	平成30年	12月	25日	区長決定	要綱第6号
改正	令和2年	12月	10日	部長決定	要綱第208号

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見等開始審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）の成年後見人、保佐人または補助人（以下「成年後見人等」という。）および監督人の報酬の全部または一部を助成することにより、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、次の各号の要件に該当する者とする。

- (1) 品川区に住民登録がある者
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第862条に定める後見人等の報酬を負担することが困難な、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者である者
- (3) 次のいずれかの要件に該当する者
 - ア 成年後見人等および監督人の報酬を負担することにより収入・資産が生活保護法で定める生活保護基準以下となる者
 - イ 申請時において賦課決定している最新の年度の住民税が非課税であり、かつ、助成を受けなければ成年後見人等および監督人への報酬の支払いが困難な状況にあると認められる者
 - ウ その他、区長が特に必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、成年被後見人等の成年後見人等が民法第725条に規定する親族である場合は、当該成年被後見人等を助成の対象としない。

(助成金の額)

第3条 助成金額（月額）は、家庭裁判所が決定した月当たりの成年後見人等および監督人の報酬額の全部または一部とする。

2 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を上限とし、予算の範囲内において区長が定める額とする。

- (1) 成年後見人等 月額20,000円
- (2) 監督人 月額10,000円

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする成年被後見人等または成年後見人等および監督人は、報酬助成申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 家庭裁判所が発行する成年後見人等および監督人に対する報酬付与の審判決定書の写し

(2) 成年被後見人等の収支状況報告書および財産目録の写し

(3) その他区長が必要と認める書類

(交付決定および通知)

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成の可否を決定し、報酬助成交付決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請をした者に通知する。

(請求および交付)

第6条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、当該年度末までに報酬助成請求書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

(資格の消滅)

第7条 報酬助成を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは受給資格を失うものとする。

(1) 成年被後見人等が第2条に規定する要件をみたさなくなったとき。

(2) 虚偽の申告その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるとき。

(助成金の返還)

第8条 区長は、前条の規定に該当したときは、助成金の交付の決定の一部または全部を取り消し、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、助成金の全部または一部を返還させることができる。

(譲渡または担保の禁止)

第9条 助成を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

(事業の委託)

第10条 区長は、社会福祉法人品川区社会福祉協議会に本事業を委託する。

(補則)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

障害者に係る成年後見人等報酬助成申請書

年 月 日

品川区長あて

申請者 住所
氏名
電話番号 ㊟

成年後見人等に対する助成を受けたいので、品川区障害者成年後見人等報酬助成事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

成年被後見人等			
氏名	個人番号	電話	
住所			
生年月日	年 月 日生	歳	生活保護（有・無）
類型	後見・保佐・補助		
成年後見人等			
氏名	個人番号	電話	
住所			
成年後見人等報酬決定額	円		
期間	年 月 日分から		年 月 日分まで
助成申請額	円		
監督人			
氏名	個人番号	電話	
住所			
監督人報酬決定額	円		
期間	年 月 日分から		年 月 日分まで
助成申請額	円		

- 添付書類 住民票
課税（非課税）証明書
報酬付与の審判書（写し）
家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録（写し）
収入・預貯金のわかる書類

同意欄 品川区障害者成年後見人等報酬助成事業実施要綱第2条に定める助成対象者の要件を確認するために、課税証明書等収入証明書の添付に代わり、マイナンバーを利用し品川区が他機関へ地方税関係情報を照会することに同意します。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

品 川 区 長

障害者に係る成年後見人等報酬助成決定（却下）通知書

成年後見人等に対する報酬の助成について決定したので、品川区障害者成年後見人等報酬助成事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 助成決定

成 年 被 後 見 人 等	
氏 名	
住 所	
成 年 後 見 人 等	
氏 名	
住 所	
期 間	年 月 日分から 年 月 日分まで
助成決定金額	円
監 督 人	
氏 名	
住 所	
期 間	年 月 日分から 年 月 日分まで
助成決定金額	円

2 却下

理由

様式第3号（第6条関係）

障害者に係る成年後見人等報酬助成請求書

年 月 日

品川区長 へ

助成決定者 住所
氏名
電話番号

印

年 月 日付で助成決定のあった
（成年後見人等 ・ 監督人）に対する報酬助成について、品川区障害者成年後見人等報酬助成事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額 _____ 円

振込希望金融機関	(金融機関名) (店名)
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	